

事務連絡
令和3年8月10日

各
〔 都道府県 民主主管部局 〕
〔 地方厚生（支）局 〕 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

第34回介護福祉士国家試験の施行に伴う留意事項について

本日、第34回介護福祉士国家試験の施行について官報公告が行われたところであるが、当該試験の施行にあたり留意されたい事項を下記のとおり取りまとめたので、ご了解の上、関係者に幅広く周知していただくよう、ご協力お願い申し上げます。

記

1 実技試験免除要件の拡大について

現在、福祉系高校ルート（特例高校、平成20年度以前の入学者に限る）並びにEPAルートの受験者は、実技試験を受験する必要があり、当該受験者のうち介護技術講習修了者については、実技試験が免除されることとなっています。今般、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、実務者研修の「介護過程Ⅲ」を修了した者についても実技試験を免除することとした。

※ 今般、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則が改正され、介護技術講習と同様、介護福祉士養成施設等の「介護過程」及び実務者研修の「介護過程Ⅲ」を実技試験免除の要件とする経過措置が設けられました。

しかし、制度上、多くの受験者が活用するのは、「介護過程Ⅲ」の修了による実技試験免除と想定しています。

(1) 「介護過程Ⅲ」修了者の実技試験免除の申請について

「介護過程Ⅲ」修了者が実技試験免除の申請を行う場合は、以下の点に留意されたい。

- ① 実技試験が免除される者は、令和3年12月31日までに実務者研修の「介護過程Ⅲ」を修了した者となる。

※実技試験免除は、介護過程Ⅲ修了後3回（3年）に限られます。

- ② 受験申込み時に、別添1-1「介護過程Ⅲ修了証明書」または別添1-2「介護過程Ⅲ修了見込証明書」を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ提出すること。

※介護過程Ⅲとその他の科目を合わせて修了した場合（見込を含む）であっても、「介護過程Ⅲ修了証明書」等の提出が必要です。

- ③ 「介護過程Ⅲ修了見込証明書」を提出した者については、「介護過程Ⅲ」受講修了後に「介護過程Ⅲ修了証明書」を速やかに公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ提出すること。
- ④ 令和3年12月31日までに「介護過程Ⅲ」を修了できない場合は、実技試験を受験する必要があるため、別添2「実技試験免除申請取下書」を令和4年1月7日（金）（消印有効）までに公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ提出すること。

(2) 「介護過程Ⅲ」のみを受講する実務者研修の実施について

現在、実務者養成施設等においては、受講者の状況に応じて一部の科目を免除した実務者研修が実施されているが、今般の改正により、「介護過程Ⅲ」のみの受講を希望する者が生じることが見込まれるので、以下の点に留意の上、実務者研修を実施されたい。

- ① 実務者研修修了は実務経験ルートの受験者の受験要件となっており、実務者研修を修了した者は、介護技術講習と同等程度の技能を獲得していると判断されることから、実務経験ルートの受験者は実技試験が免除されている。

これは、実務者研修の「介護過程Ⅲ」の教育に含むべき事項に、介護過程の展開の実際や介護技術の評価が含まれているためであり、介護技術講習と同様、「介護過程Ⅲ」は実技試験を免除する基準となっている。

- ② 実務者養成施設等において「介護過程Ⅲ」のみを受講する実務者研修を実施する場合は、その内容に移動及び排泄、衣服の着脱、食事、入浴等の介助を網羅的に含むこととし、それぞれの技術を習得していることを適性に評価すること。
- ③ 受講料等の設定にあたっては、教育内容や時間数等を勘案し、既存の実務者研修の受講料等と比較して過度に高額にならないようにすること。

2 実務者研修における新カリキュラムの適用時期について

平成30年8月に実施した介護福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直しに伴い周知していたQ&Aにおいて、実務者研修における新カリキュラムの適用時期は、「令和4年1月1日以降に修了する研修の開始日から適用」する旨を示していたところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、令和3年度の介護福祉士国家試験から引き続き、実務経験ルートの受験者には、当該年度の3月31日まで

に実務者研修を修了する見込みの者を含むとしたことを踏まえ、実務者研修における新カリキュラムの適用時期については、「令和4年4月1日以降に修了する研修の開始日から適用」とする。

なお、「介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係るQ&Aについて」は、以下のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係るQ&Aについて</p> <p>(同右)</p> <p>(Q3) 養成施設等はいつから教育内容を見直すこととなるのか。</p> <p>(A3) ○ 見直し後の教育内容を踏まえた介護福祉士試験は、平成34年度の試験(平成35年1月下旬頃の見込み)から適用することとしている。このため、修業年限に応じて教育内容の変更は異なることとなる。具体的には、以下のとおり。</p> <p>①～④(同右)</p> <p>⑤ 介護福祉士実務者養成施設等は、教育内容の見直し前の最後の介護福祉士試験(<u>令和3年度(令和4年1月下旬頃の見込み)の試験</u>)の受験要件が<u>令和4年3月31日</u>までに修了した実務者研修となるため、<u>令和4年4月1日</u>以降に修了する研修の開始日から適用(よって、具体的な適用日は研修の開始日によって異なる)。</p> <p>(同右)</p>	<p>介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係るQ&Aについて</p> <p>(略)</p> <p>(Q3) 養成施設等はいつから教育内容を見直すこととなるのか。</p> <p>(A3) ○ 見直し後の教育内容を踏まえた介護福祉士試験は、平成34年度の試験(平成35年1月下旬頃の見込み)から適用することとしている。このため、修業年限に応じて教育内容の変更は異なることとなる。具体的には、以下のとおり。</p> <p>①～④(略)</p> <p>⑤ ■ 介護福祉士実務者養成施設等は、教育内容の見直し前の最後の介護福祉士試験(<u>平成33年度(平成34年1月下旬頃の見込み)の試験</u>)の受験要件が<u>平成33年12月31日</u>までに修了した実務者研修となる<u>見込みのため</u>、<u>平成34年1月1日</u>以降に修了する研修の開始日から適用(よって、具体的な適用日は研修の開始日によって異なる)。</p> <p>(以下、略)</p>

社会福祉振興・試験センター提出用

※ 「福祉系高校ルート（平成 20 年度以前入学者・特例高校）」
または「EPA ルート」で実技試験免除を申請する場合に提出

介護過程Ⅲ修了証明書

フリガナ：
氏 名：
生年月日（和暦）：

上記の者は、
{ 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 5 }
{ 社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第 4 の 2 }
に規定する介護過程Ⅲを令和 年 月 日に修了したことを証明
します。

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

実務者研修コード：

--	--	--	--

社会福祉振興・試験センター提出用

※ 「福祉系高校ルート（平成 20 年度以前入学者・特例高校）」
または「EPA ルート」で実技試験免除を申請する場合に提出

介護過程Ⅲ修了見込証明書

フリガナ：
氏名：
生年月日（和暦）：

上記の者は、
〔社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 5〕
〔社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第 4 の 2〕
に規定する介護過程Ⅲを令和 年 月 日に修了する見込みである
ことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

実務者研修コード：

--	--	--	--

参照ページ	「受験の手引」 51・52ページ
使用する筆記具	ボールペン
受験申込後に使用	

この様式はコピーしてご使用ください

区分5

区分6

区分7

第34回介護福祉士国家試験
実技試験免除申請取下書
【区分1、2、3、4】：使用不可

私は、介護福祉士国家試験の受験申し込みに際し、実技試験免除の申請をしましたが、【区分5、6の場合】：介護技術講習修了証明書・介護過程履修証明書・介護過程Ⅲ修了証明書（該当するものを○印で囲む）・【区分7の場合】：介護技術講習修了証明書・介護過程履修証明書・介護過程Ⅲ修了証明書・実務者研修修了証明書（該当するものを○印で囲む）が提出できないため、実技試験免除の申請を取り下げます。

令和____年____月____日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

フリガナ	
氏名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成
フリガナ	
住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道 府県
介護技術講習会、 介護過程、介護過程Ⅲまたは実務者 研修の実施団体名	
<p>実技試験の希望試験地を次の2試験地の中から一つ選択し、○をつけてください。なお、実技試験地の選択がない場合は、試験センターが現住所で判断し、試験地を決定します。</p> <p>(東京都 大阪府)</p>	

- 1 今回の実技試験免除申請取下書の提出により、筆記試験合格後は、実技試験を受験することが必要です。
- 2 実技免除「見込」と表示された受験票を既に受け取っている方は、その受験票で筆記試験を受験してください（新しい受験票は発行いたしません）。
- 3 令和4年1月7日（金）（消印有効）までに提出のあったものに限り受け付けます（提出方法は、99・101ページ・裏表紙参照）。
- 4 期限までに提出しなかった場合は、実技試験の受験はできません。